

輪島市監査公表第 28 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年10月20日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年10月10日（金） 財政課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

輪島市監査委員 中山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○平成25年度において、実質公債比率及び将来比率とともに、前年度と比較して改善しているが、しかしながら、今年度も各大型建設事業が続いており、今後も多額の地方債発行も見込まれることから、一定の繰上償還の実施・建設事業の平準化を図り、財政の健全化に努めていただきたい。また、地方自治体向け新交付金（地方創生）についても報じられているが、国の情報に注視しながら、本市においては、大胆な地域の活性化を図る取り組みを各部署から発案されることを期待する。引きつづき有効な予算執行の指導も併せてお願ひする。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。